

一般寄附金募集要項

寄附金のお願い

皆様方には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は本学園に対してひとかたならぬご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、学園は昭和41年に発足して以来「世界から信頼される若人を育成する」との立学の精神のもと、「健康」「栄養」「食」「生活」「介護」「情報」「経営」の各分野において教育研究の伝統と実績を積み重ねてまいりました。今日までに3万人余の卒業生を社会に送り出すことが出来たのも、ひとえに皆様からのご支援とご鞭撻の賜物と関係者一同心より感謝いたしております。

現在学園を取り巻く環境は、世界的な経済不況や少子化などにより厳しさを増しております。教職員一丸となって、一般経費の削減や効果的な教育研究施設等の整備に努めておりますが、学生がこれまで以上に教育研究を活発化させるためには更なる努力が必要です。つきましては任意ではございますが、学園ゆかりの皆様幅広く浄財のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

学園が社会の役に立ち、学生たちが生き生きと学園に学び、名古屋文理がこれからの50年も「世界から信頼される学び舎」として成長するために、ぜひとも浄財を活用させていただきたく重ねてお願い申し上げます。

末筆になりましたが、皆様方のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

名古屋文理大学
名古屋文理大学短期大学部
学 長 景 山 節
学校法人 滝川学園
理事長 滝川 嘉彦
学園長

寄附金の使途について

本学園の教育研究環境の整備を図るため、教育研究活動の充実や施設設備の充実等に充てられます。

寄附金の手続きについて

●申込方法

右の「寄附申込書」に必要事項をご記入、封筒の形に切り取り、作成した上で、郵便ポストへ投函して下さい。

●送金方法

寄附金申込手続きを済ませた上で、最寄りの銀行から寄附金のお振込をお願い致します。

※寄附金は一口 3千円以上のご協力を頂戴できれば幸いです。

※金融機関窓口にて10万円以上の現金振込みを行う場合には、本人確認書類（運転免許証、保険証等）の提示が必要となります。

〈上記手続きの他に、現金での入金も承りますので、寄附金係までお問い合わせ下さい。〉

寄附金に対する税制上の優遇措置について

●個人のご寄附について

〔所得税〕

本学園は、文部科学省より「特定公益増進法人」であることの証明を受けております。税制上の優遇措置（寄附金控除）は、寄附者自身の選択により、下記の制度の内、どちらか一方を受けることができます。『税額控除制度』は寄附者にとって所得や寄附金額の多寡にかかわらず減税効果が大きい点が特徴です。

『税額控除制度』

各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

『所得控除制度』

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて控除額を決定

ご寄附をいただいた翌年の確定申告期間に、本学園が発行する「寄附金受領書」、「特定公益増進法人証明書（写）」または「税額控除に係る証明書（写）」を添付の上、所轄税務署に確定申告して下さい。なお、寄附金の入金を確認次第、上記書類をお送り致します。

〔住民税〕

平成 20年度の税制改正に伴い、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県・市町村の条例によって認定された場合、住民税が寄附金税額控除の対象となりました。

個人がその年に支出した寄附金の額が 2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄附された場合は、住民税の控除を受けることができます。

現在、条例により認定されている自治体は「愛知県」「名古屋市」等ですが、各市町村によって条例指定が異なりますので、詳細は住民税を納税されている自治体にお問い合わせ下さい。

（注）入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金を収受した場合、税法上の「学校の入学に関する寄附金」とみなされ所得税、住民税ともに、寄附金控除の対象となりませんのであらかじめご了承下さい。

●法人のご寄附について

法人からのご寄附につきましては、「特定公益増進制度」を利用した場合、寄附金額が当該事業年度の損金に算入でき、法人税法上の優遇措置が受けられます。

本学園が発行する「寄附金受領書」及び「特定公益増進法人証明書（写）」を添付の上、手続きをして下さい。なお、寄附金の入金を確認次第、上記書類をお送り致します。

個人情報の取り扱いについて

寄附金申込に関する書類に記入していただきました個人情報（住所、氏名、金額等）につきましては、寄附金募集に関する事務手続き以外には使用致しません。

寄附者の顕彰について

本学園にご寄附賜りました方々には、感謝の気持ちを込めて「寄附者名簿」にご芳名又は法人名を記載し、個人・団体で10万円以上、法人で50万円以上ご寄附賜りました方は、「寄附者銘板」にご芳名を記し、共用棟内に顕彰させていただきます。

寄附金に関するお問合せについて

寄附金に関するお問合せは下記までお願い致します。

〒492-8520

愛知県稲沢市稲沢町前田365（名古屋文理大学内）

学校法人 滝川学園 事務局 経理課 寄附金係

TEL 0587-23-2400 FAX 0587-21-2844

寄 附 申 込 書

学校法人滝川学園が設置する名古屋文理大学、名古屋文理大学短期大学部に必要な経常的経費及び施設設備若しくは基金に充てるために下記のとおり寄附を申し込みます。

記

寄附金の金額	金	円
フリガナ		
寄附者氏名 (法人の場合は法人名、 代表者氏名を記入下さい。)	(印)	
		※必ず押印してください
〒	□□□□-□□□□	TEL □□□□□□□□□□
現住所	都 道 府 県	

本学との関係 (□に✓をご記入ください)

□卒業生	学校名	昭和 平成 令和	年	月	卒
	学部	学科			
□保護者	在学生の氏名	学校名			
□在学生		学部	学科	年	
□取引業者 □教職員 □その他 ()					

■学園広報誌等への氏名、寄附金額の公表について (いずれかに○印をお願いします)

- ・公表してもよい
- ・公表を希望しない

4928790

197

愛知県稲沢市稲沢町前田三六五

名古屋文理大学・名古屋文理大学短期大学部
(学校法人滝川学園)

事務局寄附金係行

料金受取人払郵便

稲沢郵便局
承認

2138

差出有効期間
令和5年9月30
日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

〒□□□□ - □□□□□□

のりしろ



のりしろ

マシン線きりとり

マシン線きりとり